

特定非営利活動法人 i-vent 定款

第1章 総則

(名称)

第1条

1. この法人は、特定非営利活動法人 i-vent という。

(事務所)

第2条

1. この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

1. 当法人は、地域の伝統や歴史学習を進めようとする方や教育をする方に対して、青少年の健全な育成、伝統の維持・継承、コミュニケーションの促進、創作活動の支援、社会教育の推進、学術の振興に関する事業を行い、青少年の発達及び社会全体の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条

1. 当法人は、第3条で定めた目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (a) 社会教育の推進を図る活動
- (b) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (c) 子どもの健全育成を図る活動
- (d) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条

1. 当法人は、第3条で掲げた目標を達成するため、第4条で掲げた特定非営利活動に基づき、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (a) 教育コンテンツの提供
- (b) 学習の補助となるイベントやサービスの提供
- (c) 地域の伝統や歴史に関する情報提供
- (d) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条

1. この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (a) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (b) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条

1. 会員の入会については、特に条件を定めない。
2. 当法人の会員として入会しようとする者は、総会において別に定める当法人所定の様式により申し込み、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条

1. 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条

1. 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (a) 継続して3年以上会費を滞納したとき
 - (b) 総会において別に定める当法人所定の退会届の提出をしたとき
 - (c) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
 - (d) 第11条に基づき除名されたとき

(退会)

第10条

1. 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条

1. 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (a) この定款等に違反したとき。
 - (b) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条

1. この法人に次の役員を置く。
 - (a) 理事 3人以上
 - (b) 監事 1人以上
2. 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条

1. 理事及び監事は、総会において選任する。

- (a) 理事長は理事の互選をもって決定する。
- (b) 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- (c) 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条

1. 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(a) 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2. 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(a) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(b) この法人の財産の状況を監査すること。

(c) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(d) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(e) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条

1. 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条

1. 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条

1. 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (a) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (b) 職務上の業務違反が認められたとき
 - (c) その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条

1. 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条

1. この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2. 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条

1. この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条

1. 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条

1. 総会は、以下の事項について議決する。
 - (a) 定款の変更
 - (b) 解散
 - (c) 合併
 - (d) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (e) 事業報告及び活動決算
 - (f) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (g) 入会金及び会費の額
 - (h) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (i) 事務局の組織及び運営
 - (j) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条

1. 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(a) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(b) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(c) 第14条第4項第(d)号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条

1. 総会は、第23条第2項第(c)号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、第23条第2項第(a)号及び(b)号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条

1. 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条

1. 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条

1. 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条

1. 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第(b)号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (a) 日時及び場所
 - (b) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (c) 審議事項
 - (d) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (e) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (a) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (b) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (c) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (d) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条

1. 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条

1. 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (a) 総会に付議すべき事項
 - (b) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (c) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条

1. 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (a) 理事長が必要と認めたとき。
 - (b) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (c) 第14条第4項第(e)号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事長は、第32条第1項第(b)号及び第(c)号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条

1. 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条

1. 各理事の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第(b)号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (a) 日時及び場所
 - (b) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (c) 審議事項
 - (d) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (e) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条

1. この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (a) 設立の時の財産目録に記載された資産
 - (b) 入会金及び会費
 - (c) 寄付金品
 - (d) 財産から生じる収益
 - (e) 事業に伴う収益
 - (f) その他の収益

(資産の区分)

第39条

1. 当法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条

1. 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条

1. この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条

1. この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条

1. この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条

1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条

1. 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条

1. この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条

1. この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第48条

1. 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条

1. この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
 - (a) 目的
 - (b) 名称
 - (c) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (d) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
 - (e) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (f) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
 - (g) 会議に関する事項
 - (h) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (i) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
 - (j) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条

1. この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第(2)号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条

1. この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会で選任したものに譲渡する。

(合併)

第52条

1. この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条

1. 当法人の公告は当法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条

1. この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

(a) 理事長 佐藤瞭真

(b) 理事 山本温広

(c) 理事 石川慶侍

(d) 監事 伊勢義道

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2026年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2026年6月30日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(a) 正会員入会金 0円

(b) 正会員会費 0円

(c) 賛助会員入会金 1000円

(d) 賛助会員会費 1000円(1年間分)

役員名簿

法人名		特定非営利活動法人 i-vent	
役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長 理事 理事 監査	佐藤瞭真 山本温広 石川慶侍 伊勢義道		無 無 無 無

注1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。

2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、札幌市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載してください。

3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。

4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません。

5 特定非営利活動促進法第15条の規定により、役員として理事3人以上、監事1人以上を置かなければなりません。また、定款に規定されている役員定数を遵守すること。

6 役員について、特定非営利活動促進法第 20 条に規定する「役員の欠格事由」に該当しないこと。また、特定非営利活動促進法第 21 条「役員の親族等の排除」の規定に違反しないこと。

7 監事は、理事又はその法人の職員を兼ねることはできません。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

地域の伝統や歴史学習を進めようとする方や教育をする方に対して、青少年の健全な育成、伝統の維持・継承、コミュニケーションの促進、創作活動の支援、社会教育の推進、学術の振興に関する事業を行い、青少年の発達及び社会全体の発展に寄与することを目的とする。今日に至るまで任意団体での活動を行ってきたが、より市民に還元できる形とするために、NPO法人格を取得する。

2 申請に至るまでの経過

2023年4月から任意団体としての活動を始めた。札幌市の運営する助成金「さぼーとほっと基金」を頂くことで「Real GeoGuesser」というイベントを2024年10月12日に開催した。その様子は北海道新聞、札幌の地元テレビ局により報道され、活動の多くを市民に向けて発信してきた。これらが評価され、第28回ボランティア・スピリット・アワードでは中学生の部で「北海道・東北ブロック賞」と「全国賞」の二つを頂くことができた。

2025年4月13日

特定非営利活動法人 i-vent

設立代表者 佐藤 瞭真

住所又は居所

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2026 年 6 月 30 日まで

特定非営利活動法人 i-vent

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・地域の伝統や地理を知ってもらうことのできるイベントを開催することで、中高生の健全な育成に努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
教育コンテ ツの提供	実施予定なし	実施予定なし		
学習の補助と なるイベン トやサービ スの提供	Real GeoGuesser Final 札幌市内の伝統的な施設の 写真が送られてきて、そ の場所がどこか推測しな がら公共交通機関を使っ て、たどり着くイベント。	(A) 10 月頃 (B) 札幌市全域 (C) 10 人	(D) イベント の参加者 やイベン トの動画 を見た方 (E) 不特定多 数	60
地域の伝統や 歴史に関す る情報提供	実施予定なし	実施予定なし		

その他、当法人の目的を達成するために必要な事業	札幌市の中高生と歴史に関する学習を行い、話し合いを行う	実施予定なし		
-------------------------	-----------------------------	--------	--	--

翌事業年度の事業計画書

2026 年 7 月 1 日から 2027 年 6 月 30 日まで

特定非営利活動法人 i-vent

1 事業実施の方針

- ・「当該年度はホームページや事業周知を行うなど準備にあて、その他の事業に関しては令和 9 年度に実施する」

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
教育コンテ ツの提供	実施予定なし	実施予定なし		
学習の補助と なるイベン トやサービ スの提供	実施予定なし	実施予定なし		
地域の伝統や 歴史に関す る情報提供	実施予定なし	実施予定なし		

その他、当法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし	実施予定なし		
-------------------------	--------	--------	--	--

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から2026年6月30日まで

特定非営利活動法人i-vent
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			0
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計		0	
(2) その他経費			
イベント運営機材等	60,000		
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	60,000		
事業費計		60,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計		0	
(2) その他経費			
事務所費	129,600		
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		129,600	
経常費用計			189,600
当期経常増減額			-189,600
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			-189,600
設立時正味財産額			189,600
次期繰越正味財産額			0

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。

令和8年度 活動予算書
2026年7月1日から2027年6月30日まで

特定非営利活動法人i-vent
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			0
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費(イベント運営機材等)			
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計			
事業費計		0	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
事務所費用			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			0
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	

経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			0
次期繰越正味財産額			0

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。